

2012年9月21日（金）平成24年度人権啓発指導者養成研修会・東京会場
外国人の子どもの人権を考える 資料編

◎公立中学校夜間学級（通称「夜間中学」）

＜設立背景について＞

「現在のいわゆる6・3制の義務教育は1947年に発足したものであるが、このころは未だ戦後の混乱期であり、貧困などにより就学できない生徒が数多く存在していた。東京都や京都府の一部の中学校においては、学籍を有するにもかかわらず、貧困のために昼間は就労せざるを得ないことから、学校を長期にわたって欠席する生徒が増加し始めた。かかる状況を座視しえなくなり、昼間は就労している生徒のため、夕刻から夜間の授業を行う中学校が出現するに至った」（日本弁護士連合会 2006:2）

「義務教育を修了していない人たちの真剣の真剣な教育要求の声に、善意の教師たちが応急的に学ぶ場を設けたことが始まりである。そして、その『善意』と『応急』の精神が、年齢・生活歴・学歴・学力・国籍・入学時期を問わず、実に多様な生徒を夜間中学に受け入れてきた」（松崎 1979:13）

↑

夜間中学の前身である夜間小学校

1910年韓国併合後の朝鮮人移住増加に伴い-----

「政府は朝鮮人児童に対し、昭和5年（1930）『小学校令』の適用をはかっている。しかし尋常小学校に入学するにはことばの問題、また学齢超過者、経済的にも恵まれなかった者も多かった。そこで日本語を取得しながら経費をかけずに義務教育が卒えられる尋常夜学校に朝鮮人児童・学齢超過者が多数入学した」（石井 1992:183-184）

◎法令上における規定

学校教育法施行令（市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出）

第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 一 設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとするとき。
- 三 名称又は位置を変更しようとするとき。
- 四 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 五 二部授業を行おうとするとき。

↓

「市町村教育委員会の裁量により、二部授業を実施するかどうかについて決定できる仕組み」（日本弁護士連合会 2006:2）

◎学習権とは

1985年第4回ユネスコ国際成人教育会議で採択されたユネスコ学習権宣言文より、

「読み書きを学ぶ権利であり、質問し、分析する権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史を書く権利であり、教育の機会に接する権利で

あり、個人的・集团的技術をのばす権利」(藤田 2001:11)

◎識字率とは…

「ある国、地域における識字者の割合のことです。識字者の定義は様々で、読み書きの技能習得(読み書き能力)を意味することもあれば、自分の名前を書くことができるか否か(自署率)で判断することもあります。識字率は国の経済・社会の発展に大きく関与しており、開発途上国では国際協力等により非識字を克服するよう努めています。

日本では近年、非識字者数に関する公的調査は行われておらず、15歳以上においては就学率をもって識字率とみなしているようです。しかし、差別によって文字の読み書き能力を奪われたことによる非識字の状況は厳しく、就学率だけでは識字率の実態を把握しているとは言い難いとされています。」

出典/国立国会図書館・リサーチナビより引用

http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-397.php

◎高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)

「平成24年3月31日までに満16歳以上になる人であれば、だれでも受験できます。」

／平成23年度第2回試験受験案内 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/index.htm より

<別添：参考資料>

資料① NPO 法人開発教育協会 DEAR ニュース 2011年10月号

資料② 朝日新聞 2005年12月18日

資料③ 在学率及び識字率(2001~09)

資料④ 進学率と就職率

資料⑤ 毎日新聞(大阪府版) 2010年12月3日

資料⑥ 毎日新聞 2009年11月4日、5日より抜粋

資料⑦ 東京新聞 2011年1月7日

資料⑧ 東愛知新聞 2012年2月10日

資料⑨ 中日新聞 2012年8月3日

資料⑩ 朝日新聞夕刊 2010年8月19日

<引用文献>

石井昭示.1992.近代の児童労働と夜間小学校.明石書店.

小島祥美.2011.学齢を超過した義務教育未修了の外国人住民の学習権保障.ボランティア学研究(国際ボランティア学会11号).pp21~33.

全国夜間中学校研究会.2010.第56回全国夜間中学校研究大会・大会資料.

日本弁護士連合会.2006.学齢期に修学することができなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書.

藤田秀雄(編著).2001.ユネスコ学習権宣言と基本的人権.教育史料出版会.

松崎運之助.1979.夜間中学-その歴史と現在.白石書店.